

令和 6 年 9 月 1 0 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案説明書目次

報告第15号	専決処分事項の報告について	1
報告第16号	専決処分事項の報告について	3
報告第17号	専決処分事項の報告について	5
報告第18号	専決処分事項の報告について	7
報告第19号	専決処分事項の報告について	9
報告第20号	専決処分事項の報告について	11
議案第67号	廿日市市工場立地法地域準則条例	13
議案第68号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例	15
議案第69号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第70号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19
議案第71号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	21
議案第72号	廿日市市奨学金貸付条例の一部を改正する条例	23
議案第76号	工事請負契約の締結について	25
議案第77号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	27
議案第78号	公の施設の指定管理者の指定について	29
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	31

(報告第 15 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(地域包括ケア推進課)

1 専決処分した理由

令和 6 年 6 月 12 日地域包括支援センターはつかいち西部の職員が、市民センター事業に参加するため、公用車を運転して地御前市民センターの駐車場に駐車しようとした際、同駐車場に駐車してあった小型乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 164,973 円

3 専決処分年月日

令和 6 年 7 月 9 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 50 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 16 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 6 年 4 月 9 日 が所有する軽乗用自動車を同人の夫が運転して、廿日市市宮内地内の市道宮内更地線を進行中、路面の穴に同車が落ち、同車の右後輪等が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 262,147 円

3 専決処分年月日

令和 6 年 8 月 27 日

4 根拠法令

報告第 15 号説明書に同じ。

5 参照法令

国家賠償法

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 17 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 6 年 7 月 2 日 が、軽乗用自動車を運転して、廿日市市大野地内の市道宮内更地線を進行中、路面の穴に同車が落ち、同車の右前輪及び右後輪が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 54,288 円

3 専決処分年月日

令和 6 年 8 月 27 日

4 根拠法令

報告第 15 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 16 号説明書に同じ。

(報告第 18 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 6 年 7 月 2 日使用者が である普通乗用自動車を同人の夫が運転して、廿日市市大野地内の市道宮内更地線を進行中、路面の穴に同車が落ち、同車の右前輪及び右後輪が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 412,535 円

3 専決処分年月日

令和 6 年 8 月 27 日

4 根拠法令

報告第 15 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 16 号説明書に同じ。

(報告第 19 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 6 年 7 月 2 日 が所有する軽乗用自動車を同人の子が運転して、廿日市市大野地内の市道宮内更地線を進行中、路面の穴に同車が落ち、同車の右前輪が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 26, 103 円

3 専決処分年月日

令和 6 年 8 月 27 日

4 根拠法令

報告第 15 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 16 号説明書に同じ。

(報告第 20 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(地域包括ケア推進課)

1 専決処分した理由

令和 6 年 8 月 16 日地域包括支援センターさいきの職員が、総合相談支援業務のため、公用車を運転して訪問先である個人宅の駐車場に駐車しようとした際、同宅の壁面の雨どいに接触し、同雨どいに損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 26,950 円

3 専決処分年月日

令和 6 年 8 月 28 日

4 根拠法令

報告第 15 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 15 号説明書に同じ。

(議案第 6 7 号)

廿日市市工場立地法地域準則条例

(産 業 振 興 課)

1 制定の理由

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 1 7 年広島県条例第 5 号）の廃止に伴い、産業用地を有効に活用し、産業振興の推進を図ることを目的として、緑地面積率等を緩和するために、工場立地法の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 適用区域

工場立地法の規定により他の準則によることとすることが適切であると認められる区域について、次のとおり定める。

ア 都市計画法に規定する準工業地域（以下「準工業地域」という。）

イ 都市計画法に規定する工業地域（以下「工業地域」という。）

ウ 都市計画法に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）

(2) 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合

ア (1)に掲げる区域の緑地面積率及び環境施設面積率（イにおいて「緑地面積率等」という。）について、次の表のとおり定める。

区 域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	1 0 0 分の 1 0 以上	1 0 0 分の 1 5 以上
工業地域	1 0 0 分の 5 以上	1 0 0 分の 1 0 以上
市街化調整区域	1 0 0 分の 1 0 以上	1 0 0 分の 1 5 以上

イ 敷地が 2 以上の区域にわたる場合の適用

特定工場の敷地が、準工業地域、工業地域、市街化調整区域又はこれらの区域以外の区域のうち、2 以上の区域にわたる場合におけるアの表の適用については、当該敷地のそれぞれの区域の敷地割合

につき、準工業地域、工業地域又は市街化調整区域の敷地割合が最も高い場合には当該敷地割合が最も高い区域に係る同表の緑地面積率等を当該敷地の全部に適用し、同表に掲げる区域以外の区域の敷地割合が最も高い場合には同表に掲げる緑地面積率等を当該敷地の全部に適用しない。

ウ 建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合

準工業地域、工業地域及び市街化調整区域における緑地面積率の算定において、緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(3) 本市に隣接する地方公共団体の長との協議

特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

工場立地法

第4条の2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第1項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第9条第2項第1号において「市町村準則」という。）を定めることができる。

(議案第 6 8 号)

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 提案の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律において国民健康保険法の一部が改正され、条例で引用している同法の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

令和 6 年 1 2 月 2 日

3 根拠法令

国民健康保険法

第 1 2 7 条 市町村は、条例で、第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し 1 0 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(議案第 6 9 号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例

(生活福祉課)

1 提案の要旨

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律において生活保護法の一部が改正され、進学準備給付金が進学・就職準備給付金に改められたことに伴い、市長が一定の事務を処理するために必要な限度で利用することができる特定個人情報 の名称を改めようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律

第 9 条

- ② 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(議案第 70 号)

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 提案の要旨

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令において介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、当該改正箇所を引用している規定について必要な整理を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

介護保険法

第 115 条の 24

- ② 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 7 1 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(建 築 指 導 課)

1 提案の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において建築基準法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 1 条第 3 号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 7 2 号)

廿日市市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

(教 育 委 員 会)

1 改正の理由

将来の社会の創り手となる人達が、希望に沿って安心して修学できる環境を整えることを目的に、本市奨学金の貸付けについて、他制度との併用を認めるなどの見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 他制度との併用

他制度との併用を認めていなかったが、他の団体の奨学金等の貸付け又は給付を重複して受けられるようにする。

(2) 貸付額の見直し

奨学金の貸付月額について、次のとおり引き上げる。

区 分		改 正 案 (現 行)	増 加 額
高等学校、中等教育 学校後期課程、高等 専門学校及び専修学 校（高等課程）	国公立	15,000 円／月 (10,000 円／月)	5,000 円／月
	私立	25,000 円／月 (20,000 円／月)	
大 学 及 び 専 修 学 校 (専門課程)	国公立	30,000 円／月 (20,000 円／月)	10,000 円／月
	私立	40,000 円／月 (30,000 円／月)	

(3) 返還期間の見直し

奨学金の返還期間を次のとおり改める。

現 行	改 正 案
1 0 年以内	1 5 年以内

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条
第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第 7 6 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市上平良地内において施工する市道堂垣内広池山線^{りょう}橋梁上部工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

- (1) 工事内容 ^{りょう}橋梁上部工事
上部工
橋梁^{りょう}の形式 ^{こうたんじゅんごうせいしょうばんきょう}鋼単純合成床版橋
橋長 29.0メートル
幅員 15.9メートル
- (2) 請負金額 193,380,000円
- (3) 請 負 者 廿日市市桜尾二丁目8番3号
占部建設工業株式会社広島支店
取締役支店長 山 本 知
- (4) 工 期 議決の日の翌日から
令和7年9月30日まで

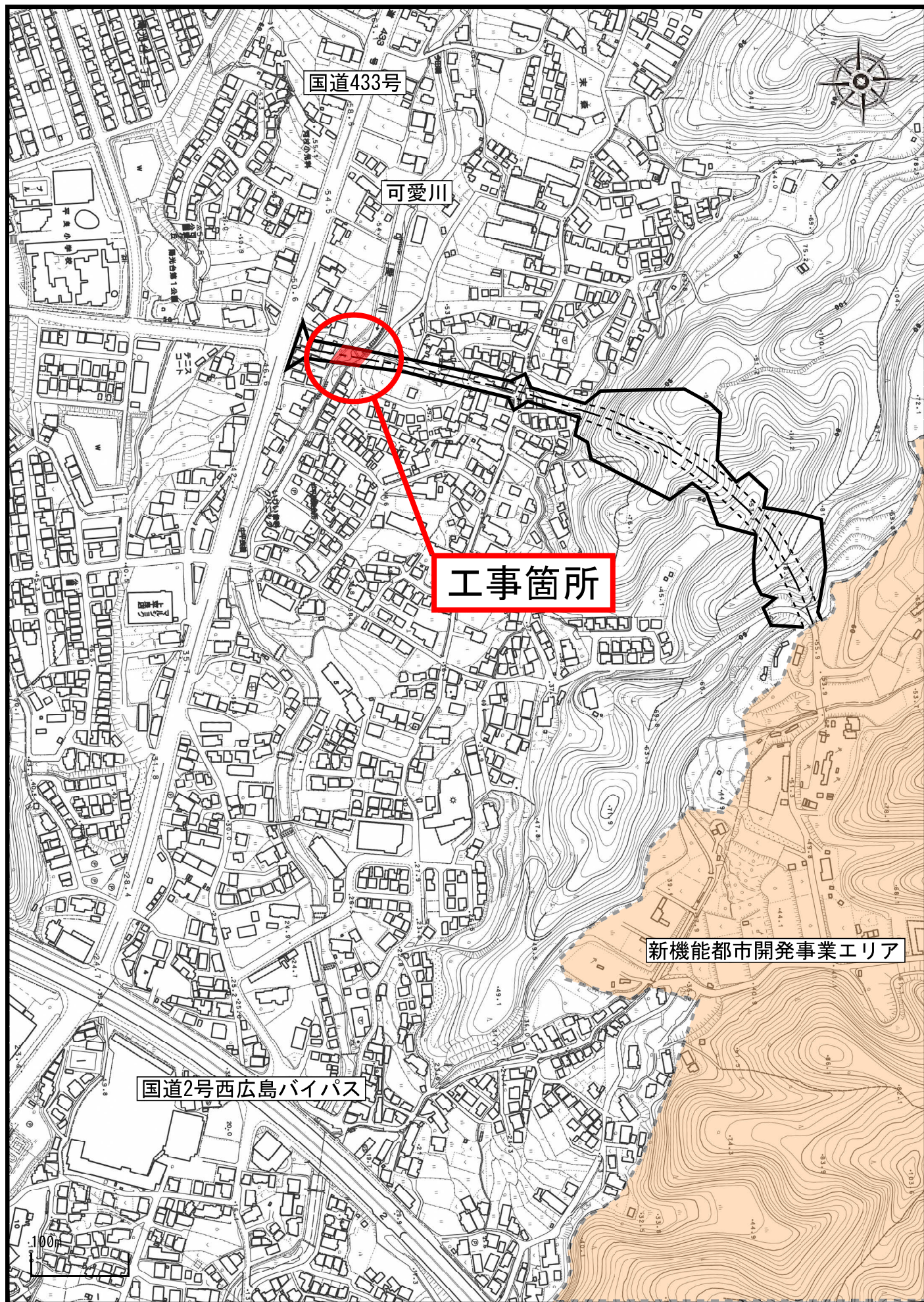
3 根拠法令

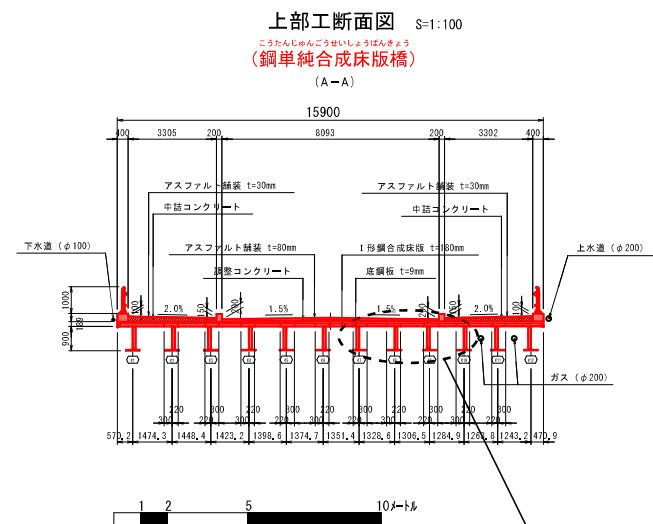
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

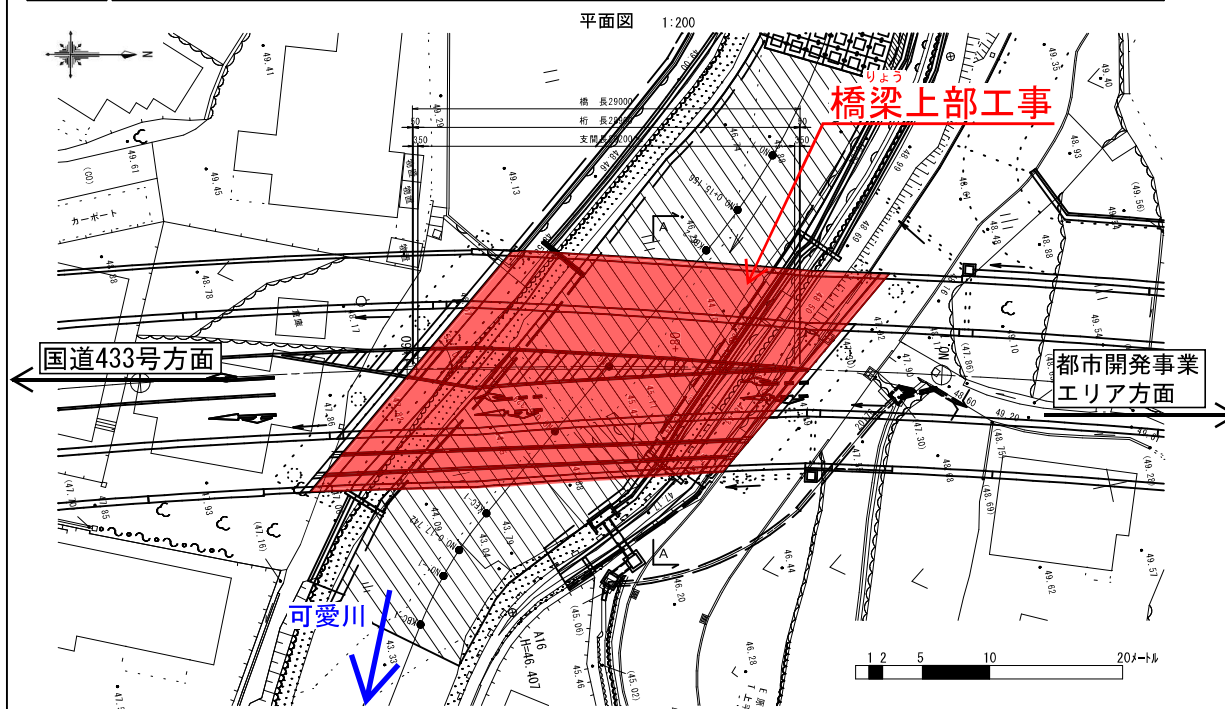
位置図

（市道堂垣内広池山線橋梁上部工事）





勾配	FiH=47.567 No. 0+21,400 FiH=51.032 No. 1+60,000									
計画高	47.017 48.022 48.527 48.542 49.022 49.267 49.527									
地盤高	47.017 47.98 47.98 48.542 49.022 49.267 49.527									
追加距離	40,000 80,000 80,000 80,000 80,000 80,000 100,000									
単距離	14,384 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000									
測点	0+40 +60 +80 +100 +120 +140 +160									
曲線方向	P=500 L=99.719									
片勾配 すりつけ図	1:1									



(議案第 77 号)

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(保 険 課)

1 提案の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により被保険者証等が廃止されることに伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更しようとするものである。

2 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日

3 根拠法令

地方自治法

第 291 条の 3

- ① 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第 291 条の 11 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 7 8 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(住 宅 政 策 課)

1 提案の要旨

廿日市市営住宅及び共同施設、廿日市市定住促進住宅及び共同施設、廿日市市特定公共賃貸住宅並びに廿日市市福祉住宅の指定管理者の指定期間が、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市営住宅及び共同施設

廿日市市定住促進住宅及び共同施設

廿日市市特定公共賃貸住宅

廿日市市福祉住宅

(2) 指定管理者となる団体の名称

広島市中区大手町五丁目 3 番 1 2 号

株式会社 第一ビルサービス

代表取締役 坂 根 紳 也

(3) 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(諮問第 2 号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・市民生活課)

1 提案の要旨

(1) 梅本光子委員及び西田弘展委員は、令和 6 年 1 2 月 3 1 日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

梅 本 光 子 (再任)

中 谷 和 義 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

兒 玉 宣 明

前 田 幸 子

梅 本 光 子

西 田 弘 展

河 野 和 夫

下 桶 博 美

中 田 禎 二

石 井 憲 幸

能 島 美 緒

倉 田 耕 三

小早川 雅 子

向井田 さつき

石 角 剛

奥 志保江

北 山 若 音

吉 賀 忠 雄

岡 本 直 美

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。